

京都市訓令甲第 12 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化事業担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長並びに建設局企画管理・防災減災担当局長を除く。）の項中「文化市民局文化事業担当局長」を「文化市民局文化担当局長」に，「保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長」を「保健福祉局医務担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術・景観担当局長」に，「建設局企画管理・防災減災担当局長」を「建設局土木技術・防災減災担当局長」に改め，同項第32号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なもの」を削る。

別表第1部長及び室長の項第12号中「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長，学校跡地活用促進部長，創生戦略・市民協働推進部長，京都創生推進部長，大学政策部長，地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長及び文化事業推進部長の項中「地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」を「文化事業推進部長」に，「文化事業推進部長」を「地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改める。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第5号を次のように改める。

- (5) ガス及び電気の需給契約に関すること。ただし，調達契約にあつては，1件1，000，000円以下の契約に限る。

別表第1課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項中「情報統計課長」を「統計解析課長」に改め，同項第14号中「許可」の右に「又は1件貸料月額10，000円以下の普通財産の貸付け」を加え，同項第17号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

別表第2産業戦略監の項及び地球環境・エネルギー政策監の項を削る。

別表第2組織・人事担当局長の項第3号中「産業戦略監，地球環境・エネルギー政策監，」

及び「，子育て支援政策監，交通政策監」を削る。

別表第2文化市民局長の項の次に次の2項を加える。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 文化市民局文化担当局長 | (1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。 |
| 文化芸術企画課長 | (1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。 |

別表第2文化市民局文化事業担当局長の項及び文化芸術企画課長の項を削る。

別表第2保健福祉局長の項第2号中「，児童福祉法」を削る。

別表第2保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長の項を削る。

別表第2保健福祉部長の項第1号中「保育所，」を削る。

別表第2障害保健福祉推進室長の項第1号中「児童福祉法及び」を削り，同項中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，同項第4号中「障害児福祉手当，」を削り，同号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支出決定に関すること。

別表第2社会参加推進課長の項第1号中「障害児福祉手当，」を削る。

別表第2生活福祉部長の項第9号を削り，同項第10号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業」を削り，同号を同項第9号とし，同項第11号を同項第10号とし，同項に次の1号を加える。

(11) 所属職員に対する検査職員証，滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関すること。

別表第2地域福祉課長の項及び保健福祉局子育て支援担当局長の項から児童家庭課長の項までを削る。

別表第2保健福祉局保健医療・介護担当局長の項中「保健福祉局保健医療・介護担当局長」を「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長」に改める。

別表第2長寿社会部長の項中「長寿社会部長」を「健康長寿のまち・京都推進室長」に改め，同項第7号を同項第9号とし，同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の支出決定に関すること。

(8) 京都市老人医療費支給条例による医療費の支出決定に関すること。

別表第2介護保険課長の項中「介護保険課長」を「介護ケア推進課長」に改める。

別表第2保健衛生推進室長の項中「保健衛生推進室長」を「医療衛生推進室長」に改め、同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2医務衛生課長の項の次に次の5項を加える。

| | |
|-------------|--|
| 子ども若者はぐくみ局長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との審査及び支払の委託契約に関する事。 (2) 児童福祉法による補助金の支出決定及び返還命令に関する事。 (3) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る不正利得の徴収に関する事。 |
| はぐくみ創造推進室長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所，入所施設及び一時保護施設の食糧費の支出決定に関する事。 |
| 子ども若者未来部長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法，障害者総合支援法及び子ども・子育て支援法による扶助費の支出決定に関する事。 (2) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料の支出決定に関する事。 (3) 母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの決定並びに貸付金の支出決定及び償還に関する事。 (4) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関する事。 (5) 障害児福祉手当の支出決定に関する事。 (6) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による医療費の支出決定に関する事。 |
| 子ども家庭支援課長 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児福祉手当に係る不正利得の徴収及び返還金又は徴収金の収入決定に関する事。 (2) 児童手当及び児童扶養手当の支出決定に関する事。 (3) 児童手当及び児童扶養手当の受給資格及び額の認定に関する事。 (4) 児童手当及び児童扶養手当の支給の制限及び一時差止め並びに不正利得の徴収に関する事。 |

| | |
|----------|--|
| | <p>(5) 京都市子ども医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。</p> <p>(6) 学童う歯対策事業に係る医療費の支出決定に関すること。</p> |
| 幼保総合支援室長 | <p>(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法による扶助費の支出決定に関すること。</p> <p>(2) 時間外保育事業及び一時預かり保育事業に係る保育費用の徴収に関すること。</p> <p>(3) 京都市子どものための教育・保育給付つなぎ貸付金融資産制度による貸付金の貸付けの決定に関すること。</p> <p>(4) 京都市保育所条例第4条第2項による入所定数の決定に関すること。</p> |

別表第2都市計画局長の項の次に次の1項を加える。

| | |
|---------------|---|
| 都市計画局土木技術担当局長 | <p>(1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。</p> <p>(2) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。</p> |
|---------------|---|

別表第2建設局企画管理・防災減災担当局長の項を次のように改める。

| | |
|------------------|---|
| 建設局土木技術・防災減災担当局長 | <p>(1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。</p> <p>(2) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。</p> |
|------------------|---|

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。